

# 参 考 資 料

令和 3 年 9 月

市 議 会 定 例 会

# 目 次

	内 容	頁
認定第 1 号関係	令和 2 年度寝屋川市一般会計歳入歳出決算認定	1
認定第 2 号関係	令和 2 年度寝屋川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定	1
認定第 3 号関係	令和 2 年度寝屋川市介護保険特別会計歳入歳出決算認定	1
認定第 4 号関係	令和 2 年度寝屋川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定	1
認定第 5 号関係	令和 2 年度寝屋川市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定	1
認定第 6 号関係	令和 2 年度寝屋川市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出決算認定	1
認定第 7 号関係	令和 2 年度寝屋川市水道事業会計決算認定	2
認定第 8 号関係	令和 2 年度寝屋川市下水道事業会計決算認定	3
報告第 8 号関係	令和 2 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告	4
議案第 56 号関係	工事請負契約の変更	8
議案第 57 号関係	財産の取得（大阪電気通信大学 駅前キャンパスの校舎）	10
議案第 58 号関係	財産の取得（庁内ネットワークパソコン）	11
議案第 59 号関係	損害賠償額の決定及び和解	13
議案第 60 号関係	令和 2 年度寝屋川市下水道事業利益剰余金の処分	16
議案第 61 号関係	有功者の選定	17

令和2年度 寝屋川市会計別決算状況

(単位:千円)

会計区分	歳入総額	歳出総額	歳差	入歳引額	翌年繰り越す 繰越財源	実質収支額	前年度 実質収支額	単年度 収支額
一般会計	118,888,940	117,101,521	1,787,419	1,787,419	74,532	1,712,887	1,863,005	△ 150,118
国民健康保険特別会計	25,986,196	25,372,097	614,099	614,099	0	614,099	430,333	183,766
介護保険特別会計	21,860,509	21,496,116	364,393	364,393	0	364,393	230,565	133,828
後期高齢者医療特別会計	3,857,956	3,672,046	185,910	185,910	0	185,910	175,658	10,252
公共用地先行取得事業 特別会計	0	0	0	0	0	0	0	0
母子父子寡婦福祉資金 貸付金特別会計	38,221	30,785	7,436	7,436	0	7,436	5,327	2,109
合計	170,631,822	167,672,565	2,959,257	2,959,257	74,532	2,884,725	2,704,888	179,837

[根拠法令]

地方自治法第233条第3項

## 令和2年度 寝屋川市水道事業会計決算状況

(1) 収益的収入及び支出

(単位：千円)

年度	水道事業収益 A	水道事業費 B	差引 A-B	税抜処理による増減額	純利益	利益剰余金
令和2年度	4,168,819	3,657,397	511,422	△ 74,858	436,564	5,331,247

(注) 水道事業収益、水道事業費は消費税及び地方消費税を含む。

(2) 資本的収入及び支出

(単位：千円)

年度	資本的収入 A	資本的支出 B	差引 A-B
令和2年度	532,296	1,451,674	△ 919,378

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額919,378千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額74,858千円、損益勘定留保資金844,520千円で補てんした。

(注) 資本的収入、資本的支出は消費税及び地方消費税を含む。

[根拠法令]

地方公営企業法第30条第4項

## 令和2年度 寝屋川市下水道事業会計決算状況

(1) 収益的収入及び支出

(単位：千円)

年度	項目	下水道事業収益 A	下水道事業費 B	差引 A-B	税抜処理による増減額	純利益	利益剰余金
令和2年度		5,828,834	5,418,334	410,500	△ 77,700	332,800	1,529,645

(注) 下水道事業収益、下水道事業費は消費税及び地方消費税を含む。

(2) 資本的収入及び支出

(単位：千円)

年度	項目	資本的収入 A	資本的支出 B	差引 A-B
令和2年度		5,340,921	7,155,543	△ 1,814,622

(注) 資本的収入、資本的支出は消費税及び地方消費税を含む。

資本的収入額 (内繰越財源806,500千円は除く。)が資本的支出額に対し不足する額2,621,122千円は減債積立金

400,000千円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額

77,700千円、損益勘定留保資金2,143,422千円で補てんした。

[根拠法令]

地方公営企業法第30条第4項

# 令和 2 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告

[根拠法令]

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項

## 1 健全化判断比率

### (1) 実質赤字比率

[ 実質赤字比率とは、一般会計等（いわゆる普通会計）の実質収支の標準財政規模に対する比率。 ]

(単位：千円、%)

会計等	会 計 名	実質収支額
一般会計等	一 般 会 計	1,712,887
	公共用地先行取得事業特別会計	0
	母子寡婦福祉資金貸付金特別会計	0
	計	1,712,887
標準	財政規模	48,152,905
実質赤字比率		— (△ 3.55)

※1 実質赤字比率については、実質赤字額がないため「—」と表示。

※1

### (2) 連結実質赤字比率

[ 連結実質赤字比率とは、全会計の実質収支額（企業会計は資金不足額）の標準財政規模に対する比率。 ]

(単位：千円、%)

会計等	会 計 名	実質収支額及び資金不足・剰余額
一般会計等	一 般 会 計	1,712,887
	公共用地先行取得事業特別会計	0
	母子寡婦福祉資金貸付金特別会計	0
外の一般会計等特別会計	国民健康保険特別会計	614,099
	介護保険特別会計	364,393
	後期高齢者医療特別会計	185,910
	水道事業会計	6,344,628
企業会計	下水道事業会計	1,250,758
	計	10,472,675
標準	財政規模	48,152,905
連結実質赤字比率		— (△ 21.74)

※2 連結実質赤字比率については、全会計の連結実質赤字額がないため「—」と表示。

※2

### (3) 実質公債費比率

〔 実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び公営企業会計並びに一部事務組合等の準元利償還金の標準財  
政規模に対する比率。〕

(単位：千円、%)

	①	②	③	実質公債費比率 (単年度) $\frac{\text{①}-\text{③}}{\text{②}-\text{③}} \times 100$	実質公債費比率 (3か年平均)
	公債費に充当した一般財源 (一借利子含む) ※3 〔一般会計等及び公営企業会計 並びに一部事務組合等〕	標準財政規模	地方債の償還に對して 交付税算入された額 〔一般会計等及び公営企業会計 並びに一部事務組合等〕		
平成30年度	6,173,372	45,553,283	5,731,979	1.10843	
令和元年度	5,603,892	46,880,283	5,736,367	△ 0.32198	△ 0.3
令和2年度	5,142,713	48,152,905	5,874,016	△ 1.72971	

※3 繰上償還、満期一括償還等に係る公債費は除く。

#### (4) 将来負担比率

[ 将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。]

将来負担額							(単位：千円)	
地方債現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	公営企業会計及び一部事務組合等の一般会計の負担見込額	退職負担見込額	職担見込額	当額	設立法人の償見込額(損失補償債務等)	連結実質赤字額	将来負担額合計 <sup>①</sup>
62,031,415	0	14,399,606	6,691,970	3,102	0	83,126,093		

充当可能財源等			(単位：千円)
充当可能基金	充当可能財源(都市計画税等)	基準財政需要額算入見込額	充当可能財源等合計 <sup>②</sup>
26,471,108	19,846,768	75,015,593	121,333,469

将来負担比率		(単位：千円)
標準財政規模 <sup>③</sup>	地方債の償還に對して令和2年度に交付税算入された基準財政需要額 <sup>④</sup>	将来負担比率(%) $\frac{\text{①}-\text{②}}{\text{③}-\text{④}} \times 100$
48,152,905	5,874,016	— (△90.3)

※4

※4 将来負担比率については、充当可能財源等が将来負担額を上回るため「—」と表示。



## 2 資金不足比率

[ 資金不足比率とは、公営企業会計の資金の不足額の事業規模に対する比率。 ]

### (1) 水道事業会計

(単位：千円)							
流動負債	流動負債除 控	流動資産	流動資産除 控	解消可 資金不足額	資金不足額 剰余額	事業規模	資金不足比率 (%)
①	②	③	④	⑤	(①-②)-(③-④)-⑤ =⑥	⑦	⑥/⑦×100
1,209,526	578,151	6,987,470	11,467	0	△ 6,344,628	3,179,565	— (△199.5)

※1

### (2) 下水道事業会計

(単位：千円)							
流動負債	流動負債除 控	流動資産	流動資産除 控	解消可 資金不足額	資金不足額 剰余額	事業規模	資金不足比率 (%)
①	②	③	④	⑤	(①-②)-(③-④)-⑤ =⑥	⑦	⑥/⑦×100
6,511,247	5,042,112	3,526,393	806,500	0	△ 1,250,758	4,564,278	— (△27.4)

※1

※1 資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示。

(議案第 56 号関係)

## 工 事 請 負 契 約 の 変 更

工 事 名 旧焼却施設解体工事

変更事項

工 期

変更前 完成 令和3年9月30日

変更後 完成 令和4年3月31日

※ 理 由

当該土地の土壌の状況に係る調査において、ダイオキシン類等による汚染状態が所定の基準に適合しないことが判明したことから、当該工事の施工計画を変更する必要を生じたため

[根拠法令]

地方自治法第96条第1項第5号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条



(議案第 57 号関係)

## 財 産 の 取 得

### 【取得する財産】

大阪電気通信大学 駅前キャンパスの校舎(建物)及びその敷地(土地)

#### 1 建物 議決事件 該当

##### (1) 登記簿の記載

種 類	校 舎	
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 7階建	
床面積	1階 679.74平方メートル	2階 690.61平方メートル
	3階 682.10平方メートル	4階 660.25平方メートル
	5階 660.29平方メートル	6階 682.23平方メートル
	7階 660.41平方メートル	

(2) 取得価格 金1,286,450,000円  
(内消費税及び地方消費税の額 116,950,000円)

#### 2 土地 議決事件 不該当

##### (1) 登記簿の記載

地 目	宅 地
地 積	1178.64平方メートル

(2) 取得価格 金408,500,000円

#### ※ 議会の議決に付すべき財産の取得(不動産の買入れ)

予定価格20,000,000円以上の不動産(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに限る。)の買入れ

『寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例』第3条

#### 〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第8号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条

## 財 産 の 取 得

【取得する財産】 庁内ネットワークパソコン

本 体 仕 様	
型式	日本ヒューレット・パッカー株式会社製 HP 250 G7 Refresh Notebook PC 330 台
CPU	Core™ i5 プロセッサ
メモリ	8 GB
ディスプレイ	15.6 型 (1,920×1,080 ドット)
記憶領域	SSD 256GB
内蔵ドライブ	DVD スーパーマルチ
キーボード	JIS 標準配列準拠
無線 LAN	IEEE802.11a/b/g/n/ac 準拠
インターフェース	USB3.1×2 個、USB2.0×1 個、有線 LAN×1 個、 HDMI×1 個
OS	Windows 10 Pro (64bit) 日本語版
アプリケーション	Microsoft Office Standard 2019 インストール用媒体
リカバリーメディア	5 枚
保守	1 年間のメーカー保証
附 属 品 仕 様	
マウス	スクロール付 USB 光学マウス

入札参加者等

(単位：円)

	入札参加者	入札額	摘要	落札額 (消費税及び 地方消費税 の額を含む。)
(1)	NECフィールドディング株式会社 大阪支店	38,480,900		
(2)	株式会社大塚商会 LA関西営業部	34,144,160		
(3)	Sky株式会社	32,835,000	落札	36,118,500
(4)	トーテックアメニティ株式会社 大阪事業所	33,680,000		
(5)	株式会社堀通信	38,930,000		

経過

令和3年5月28日	制限付一般競争入札の公告
令和3年6月11日 )	入札参加資格審査申請書提出期間
令和3年6月24日	
令和3年6月28日 )	入札
令和3年7月7日	
令和3年7月8日	開札
令和3年7月16日	仮契約の締結

[根拠法令]

地方自治法第96条第1項第8号

寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条

(議案第 59 号関係)

## 損害賠償額の決定及び和解

### 1 損害賠償額等

	内 容	損害賠償額
物 損	原動機付自転車の損壊	116,350円
人 損	頸椎捻挫・左足関節捻挫等	4,960,335円
合 計		5,076,685円

### 2 参 考

事故発生場所位置図 14ページ

事故発生状況略図 15ページ

〔根拠法令〕

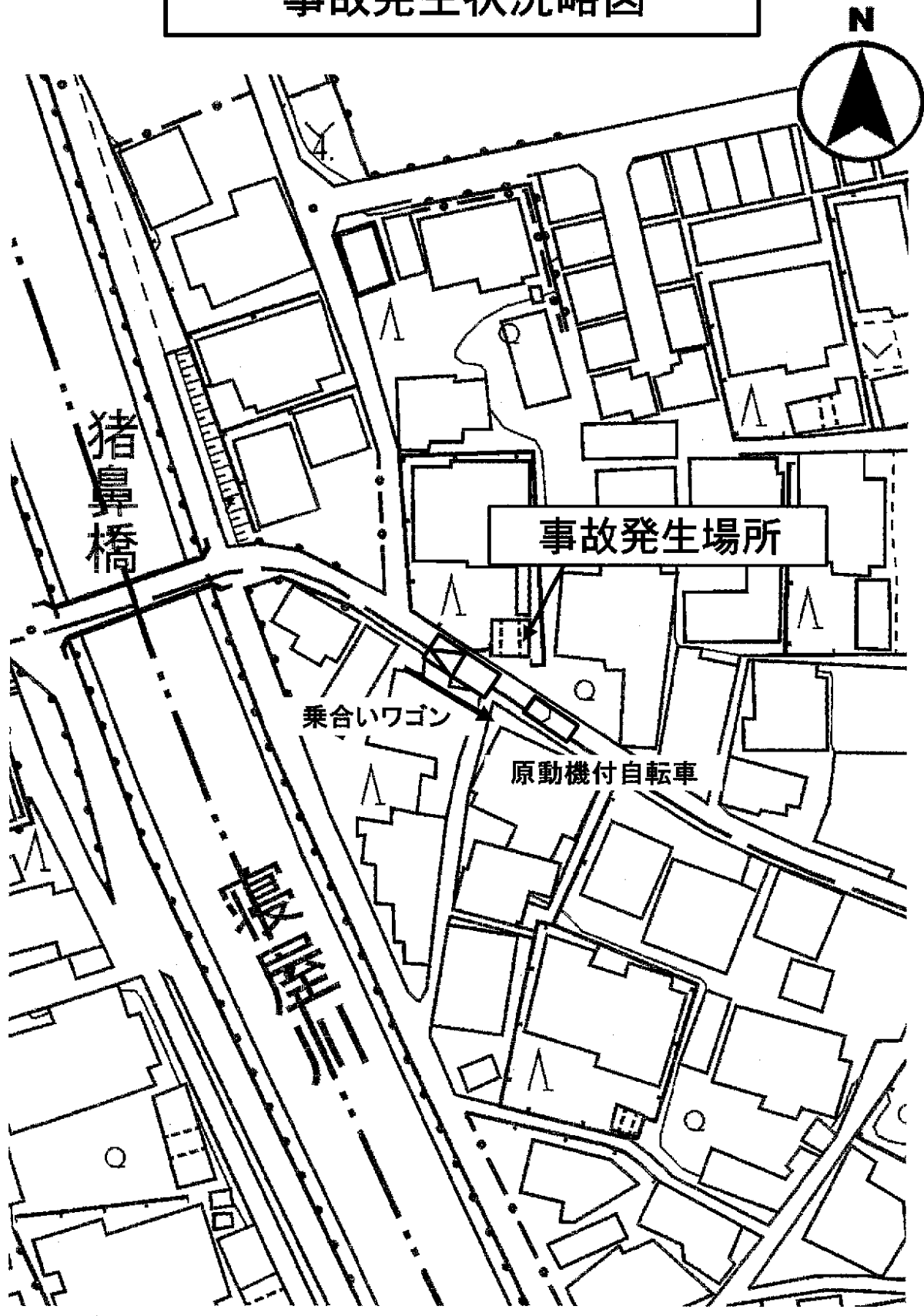
地方自治法第96条第1項第12号及び第13号

# 事故発生場所位置図





# 事故発生状況略図



(議案第 60 号関係)

## 令和 2 年度寝屋川市下水道事業利益剰余金の処分

### 1 理由

令和 2 年度寝屋川市下水道事業未処分利益剰余金 882,799,504 円のうち減債積立金の取崩しにより生じた 400,000,000 円を資本金に組み入れ、332,799,504 円を減債積立金に積み立てる。

### 2 内容

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	12,792,018,839	262,608,975	882,799,504
議会の議決による処分数額	400,000,000	0	△732,799,504
資本金への組入	400,000,000	0	△400,000,000
減債積立金の積立	0	0	△332,799,504
処分後残高	13,192,018,839	262,608,975	(繰越利益剰余金) 150,000,000

### 3 根拠法令

地方公営企業法第 32 条第 2 項

(議案第 61 号関係)

## 有 功 者 の 選 定

寝屋川市有功者選定諮問委員会の答申 18 ページ


[根拠法令]

寝屋川市有功者表彰条例第2条



寝有選第4号  
令和3年7月12日

寝屋川市長 広瀬 慶輔 様

寝屋川市有功者選定諮問委員会  
委員長 板坂 千鶴子 

寝屋川市有功者の推薦について (答申)

令和3年7月12日付け、経市第403号において諮問のありました標記の件について、下記の者が寝屋川市有功者として推薦されるにふさわしい者であると認められるので、ここに答申いたします。

記

	(氏名)	(該当基準)
1	しばた いそろく 柴田 五十六	規則第2条第1項第8号該当